

公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和をはかり働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 内 容

目 標 1: 計画期間において、職員一人当たりの時間外労働時間を月20時間以内とする。

〈取組内容〉

- 令和6年4月～ 時間外労働時間の把握と課題抽出
- 令和6年7月～ 毎週水曜日をノー残業デーとするほかそれ以外の任意の1日を早期退庁日とするなどの取組みを開始
- 令和7年1月～ 部局内の情報共有、事務分担、業務量の見直し開始

目 標 2: 年休付与期間において、一人当たりの年次有給休暇取得日数を10日以上とする。

〈取組内容〉

- 令和6年4月～ 年休取得実績の分析と課題抽出
- 令和6年7月～ 年間取計画を作成、年休取得奨励日の設定など年休取得推奨のための具体的取組みを開始
- 令和7年1月～ 取組みの検証

目 標 3: 管理者(課長級以上)に占める女性の割合を25%以上にする。

〈取組内容〉

- 令和6年4月～ 職員が幅広く活躍可能な職務経験の機会の付与及び職員のキャリア形成に繋がる研修(スキルアップ研修等)の検討
- 令和6年5月～ スキルアップ研修等への参加と支援の開始
- 令和6年10月～ 非正規社員から正社員への転換制度の積極的運用を検討開始
育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施を検討